

長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱

平成 13 年 4 月 1 日制定

【最終改正 平成 21 年 7 月 10 日】

(趣旨)

第 1 森林整備業務の入札に参加する者の資格については、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、申請者の信用、技術及び施工能力等について、資格審査基準を設け、適正に審査を行うものとする。

なお森林整備業務に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(コンサルタント業務)の入札は、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱(昭和 39 年 39 監第 109 号)によるものとする。

(資格審査の申請等)

第 2 森林整備業務の競争入札に参加する者に必要な資格については、平成 13 年長野県告示第 139 号(長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格。以下「告示」という。)に定めるところによる。

2 告示第 5 第 1 項、第 8 第 2 項及び第 9 第 2 項に規定する森林整備業務入札参加資格審査申請書等(以下「申請書」という。)の様式は別記様式に定めるとおりとする。

(1) 森林整備業務の入札参加資格審査申請書類

森林整備業務入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)

定款の写し(法人に限る。)

入札参加資格の申請の日前 3 月以内に作成された長野県税の納税証明書(長野県に納税義務のある場合に限る。)

個人にあつては、申請者の住所を管轄する市町村長が発行する個人の市町村・県民税(住民税)につき未納が無いことの証明書

法人にあつては、商業登記簿謄本、個人にあつては、後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村長の証明

社内規則又は委任状(主たる事務所又は営業所以外の事務所又は営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。)

事務所又は営業所一覧表

森林整備業務技術者名簿(様式第 2 号)

(2) 森林整備業務入札参加資格承継承認申請書(様式第 3 号)

(3) 入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第 4 号)

3 告示第 4 第 3 号に規定する技術職員は代表者、役員又は常時雇用される従業員であつて次の各号に掲げるものとする。

(1) 業務を実施するのに必要な十分な知識と実務経験を有する者(以下「業務管理者」という。)

(2) 業務の実施現場に常駐し、専門的な指導監督を行うことのできる知識及び技術を有する者(以下「専門技術者」という。)

(3) 業務の実施現場における施業を実施するのに必要な技術を有する者（以下「技術作業員」という。）

4 前項に規定する技術職員の資格要件は別表1によるものとする。

5 森林整備業務の入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）のうち業務管理者及び専門技術者に変更があったときは、当該森林整備業務有資格者は、森林整備業務技術者名簿変更届（様式第5号）を所轄の地方事務所長に提出しなければならない。

6 申請書の提出期間は、定期審査を行なう年度の12月1日から2月15日までとする。
（審査の項目及び審査基準）

第3 森林整備業務入札参加資格の審査の項目及び基準は、次表のとおりとする。

審 査 項 目		基 準 等
法人登記簿謄本による審査	(1)自己資本の額（出資金及びこれに代わるものを含む）	200万円以上であること。ただし、200万円に満たない場合は、同等の資金調達能力を有する書類で確認する。
後見登記等に関する登記事項証明書による審査	(1)成年後見登記の状況	成年被後見人・被保佐人の登記がされていないこと。
納税証明書による審査	(1)県民税、事業税等の県税納付状況 (2)個人にあっては、市町村・県民税(住民税)の納付状況	滞納がないこと
申請書による審査	(1)経営状況	経営内容の確認
	(2)自己資本等の額	建設業の許可を受けている者以外にあっては、200万円以上の自己資本又は資金調達能力を証明する書類で確認する。
	(3)森林整備業務の施工実績	施工能力の確認
	(4)従業員等の内訳	業務管理者を有すること 専門技術者を有すること 技術作業員を2名以上有すること

	(5)社会保険等への加入状況 労働災害補償保険 雇用保険 健康保険・国民健康保険 年金制度 退職金制度	加入が義務付けられている各種保険及び年金制度に加入していること
	(6)労働安全衛生管理体制等の状況 安全衛生管理体制 ア 安全管理者・衛生管理者 イ 安全衛生推進者 ウ 各種作業主任者 労働基準監督署等から受けた指導等 労働災害発生状況	法令等で義務付けがされている資格者を有すること 当該署等から受けた重要な指導の有無の確認 労働災害発生の有無についての確認
	(7)林業機械保有台数	業務を実施するために必要な機械を保有していること(台数不問)

(森林組合における共同請負の特例)

第4 森林整備業務における共同請負については、森林組合同士の合併を目的とした協議会等を設立している場合において、合併後に想定される組織及び地区で共同事業体を結成して入札に参加することができるものとする。

2 前項に規定する共同事業体の取扱いは、森林組合の取扱いに準ずるものとする。

(森林整備業務入札参加資格者名簿への登載)

第5 有資格者については、森林整備業務入札参加資格者名簿に登載する。

(入札参加資格の取消し等)

第6 有資格者が長野県森林整備業務入札制度合理化対策試行要綱(平成20年2月14日付け19森政第410号林務部長通知)第3第1項及び同第2項各号の一に該当するに至った場合、又は明確な虚偽申請が確認された場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。

2 前項の規程により入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

(森林整備業務入札参加資格審査委員会)

第7 入札参加希望者について、次の各号に掲げる事項の審査は、長野県林務部建設工事請負人等選定委員会(以下「委員会」という。)で行うものとする。

- (1) 業者の適格性の判定及び有資格者の決定
- (2) 業務成績及び安全性の判定及び安全成績等の評定
- (3) 入札参加資格の取消し

2 委員会の事務は長野県林務部建設工事請負人等選定委員会要領によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

但し、平成 21 年 4 月 30 日までを有効期間とする入札参加資格認定の審査を申請する者にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。